

や

ま

く

ら

令和5年6月30日
-270号-

～やまぐち・くらし安心ネット通信～

消費生活
トラブル情報

発行：山口県消費生活センター

相談事例

点検して不安をあおる「点検商法」に注意！

突然自宅に訪問してきた業者から
屋根の無料点検を勧められ、依頼した。

点検後、「このままでは瓦が飛んだり
大変なことになる。すぐに契約すれば
安く工事できる。」とせかされて、
不安に感じたので180万円の工事を
契約した。



契約書には工事内容について
「一式」とあり、詳細は分から
ない。工事は二日で終わった。
金額に見合う工事が
されていないのでは
ないか。



対応アドバイス

✓ 突然の訪問には対応しないようにしましょう

「点検を称して訪問してくる事業者は、言葉巧みに不安をあおり、工事や清掃サービスなどの契約を迫ります。「無料で点検する」「点検させてほしい」などと訪問されても対応しないようにしましょう。



✓ せかされてもその場で契約しない!

事業者の説明をうのみにせず、点検結果は冷静に受け止めましょう。たとえ契約の必要を感じた場合でも、すぐに契約せずに、複数の業者に見積もりを依頼し、内容に納得したうえで契約をしましょう。

✓ クーリング・オフできることも!

突然の訪問で契約した場合や、来訪を依頼した内容と違う契約をした場合など、クーリングオフできる場合があります。消費生活センターにご相談ください。

参考：国民生活センター「『大雪で歪んだ』などと自宅の不具合を指摘して不安をあおる『点検商法』」

消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が分かる 1 → ○郵便番号(7桁)入力

郵便番号が分からない 2 → ○固定電話の場合は地域を選択。
携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の
消費生活センターや相談窓口
又は

山口県消費生活センターなど

※相談窓口へつながった時点から、通話料金のご負担が発生します(相談は無料です)

注意情報

利用しているサービス業者をかたろうそ電話詐欺被害に気を付けよう



<被害事例>



NTTファイナンスをかたる男

「NTTよりお知らせ」というメールが届いたので、記載された電話番号に電話したところ・・・



「アプリの利用によりウイルスに感染し、あなたの個人情報が出てしまっている。解除のために現金を振りこむ必要がある。振り込んだ現金は返金する」

などと言われ、約50万円を指定の口座に振り込み、だまし取られた。



<被害防止のポイント>

- ◆ 電話やメールによる料金請求は、まず詐欺を疑う！
- ◆ 利用しているサービス業者からのメールであっても、**記載された電話番号に安易に電話しない。**インターネットなどで、正規の問い合わせ窓口を調べてから電話しよう。

参考：山口県警察本部「防犯情報」

お知らせ 「消費者リーダー」になりませんか？

山口県消費生活センターでは、**消費者リーダーを募集しています。**消費者リーダーとは、年々進化する消費者トラブルの未然防止、拡大防止を図るため、地域における消費生活に係る啓発活動を行う人材のことです。

<対象>

山口県に在住している方

※認定には、山口県消費生活センター主催の「消費者リーダー養成研修」及び「消費者リーダーフォローアップ研修」を受講していただく必要があります。

※今年度の研修は8月に実施予定です。

興味がある方は、お気軽にお問い合わせください。

山口県消費生活センター 消費者教育・相談班 TEL：083-924-2421

山口県消費生活センター TEL:083-924-0999(相談)/083-924-2421(消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。